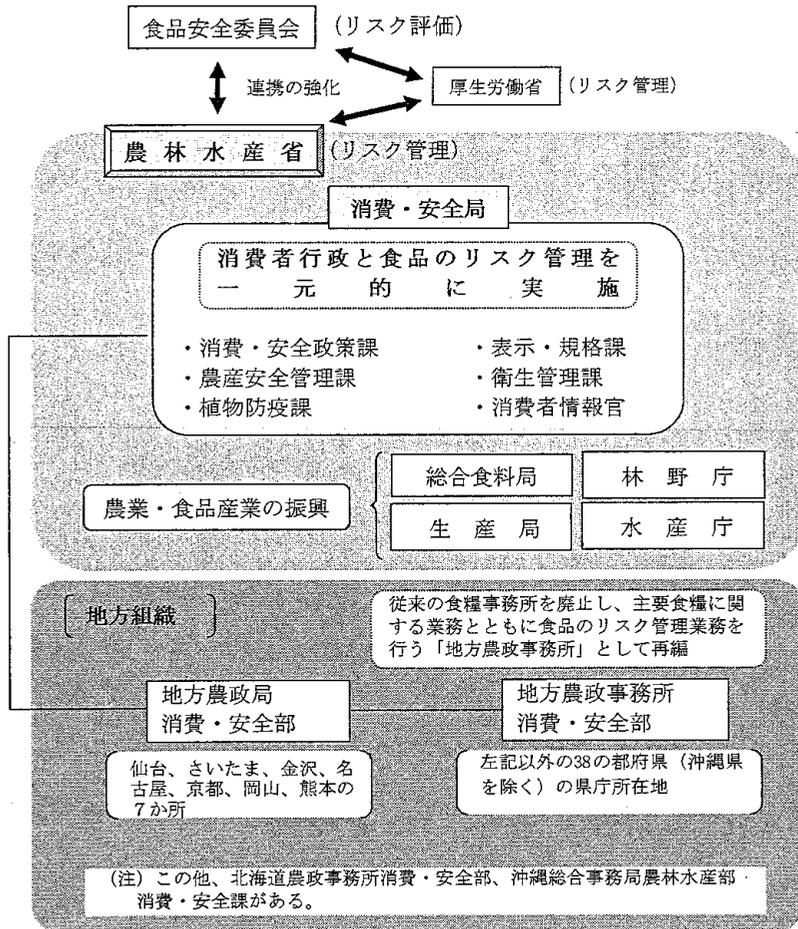


図一 1 農林水産省における食品行政組織の改革



資料：農林水産省作成。

表一 1 BSE、高病原性鳥インフルエンザの主な発生状況等

	BSE	高病原性鳥インフルエンザ
13年	9月：国内で初の発生 10月：全頭検査開始 11月：国内で2、3例目の発生	5月：香港、マカオで発生、同地域からの鶏肉等輸入停止
14	5月：国内で4例目の発生 8月：国内で5例目の発生	
15	1月：国内で6、7例目の発生 5月：カナダで初の発生、カナダからの牛肉等輸入停止 10月：国内で8例目の発生（非定型） 11月：国内で9例目の発生（21か月齢） 12月：米国で初の発生、米国からの牛肉等輸入停止	3月～5月：オランダ、ベルギー、ドイツで発生、これらの国からの鶏肉等輸入停止 12月：韓国で発生、同国からの鶏肉等輸入停止
16	1月：米国との輸出再開に向けた協議、米国、カナダへの現地調査団派遣、オーストラリア、ニュージーランドへの牛肉需給事情調査団派遣 2月：国内で10例目の発生 3月：国内で11例目の発生（死亡牛）	1月：国内（山口県）で79年ぶりの発生 ベトナム、タイ、中国等で発生、これらの国からの鶏肉等輸入停止 2月：米国で発生、同国からの鶏肉等輸入停止 大分県、京都府で発生 3月：京都府で発生 カナダで発生、同国からの鶏肉等輸入停止 「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」発表 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚会議の開催 オランダで発生、同国からの鶏肉等輸入停止

資料：農林水産省作成。

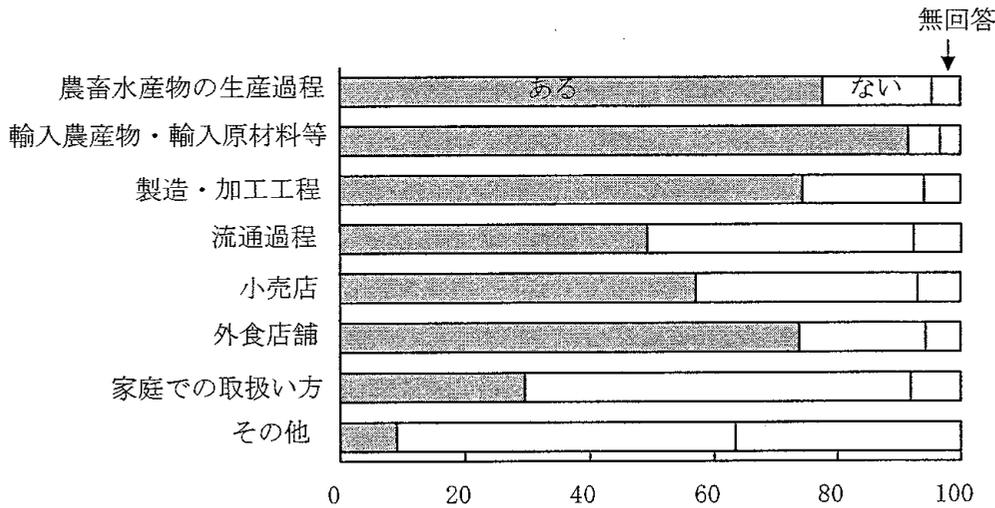
### (3) 食の安全と安心の確保に向けた具体的取組

- ① 食品の安全性に関し、多くの消費者が生産過程等に不安。農林水産省は、農産物の安全性を確保するため、農薬や飼料等の生産資材の適正使用を徹底。15年7月には、国内で製造・販売されている一部の農薬の容器または包装に誤表示があることが判明し、製造者の責任で流通段階にある当該農薬の回収等を指導。
- ② BSEまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼を確保するため、15年12月から生産段階における「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が施行。これにより、耳標の装着や牛が出生した場合の生年月日、雌雄の別、種別の届出等が義務化。流通段階では16年12月から販売事業者等を対象に、販売する牛肉への個体識別番号等の表示と仕入れの年月日、相手先、重量等を記録した帳簿の備え付けが義務化。
- ③ 青果物等の食品についても、生産流通履歴情報を添付して消費者に提供するためのトレーサビリティシステムの導入が、生産者や流通業者の自主的な取組として行われており、国もシステムの構築等への支援を実施。システムの導入は、顔の見える関係の構築による信頼性の確保や国産農産物のブランド化の契機等となるとともに、食品関連事業者や生産者の意識改革を促す観点からも重要。
- ④ 信頼される食品表示を実現するためには、生産者・事業者の正確かつ適切な情報提供等が重要。わかりやすい食品表示の実現に向け、「食品の表示に関する共同会議」（農水省・厚労省の共催）において表示基準のあり方について検討を行っており、15年7月にJAS法に基づく「賞味期限」と食品衛生法に基づく「品質保持期限」を賞味期限に統一。
- ⑤ 度重なる食品事故により食品を購入する際の消費者の目が厳しくなるなかで、食品企業は、不祥事を未然に防ぐための法令遵守（コンプライアンス）を徹底していくことが重要。食料供給に携わるすべての者は、法令遵守、消費者の信頼確保の重要性を改めて認識し、安全で安心な食料供給に努めていくことが求められている状況。

### (4) リスクコミュニケーションの推進

- ① 従来の行政によるリスクコミュニケーションに対して多くの消費者が、ほとんど行われていなかったと評価。特にBSE問題については、行政から情報が早く正確に提供されなかったこと等を指摘。
- ② 農林水産省では、消費者等との定例懇談会の開催、ホームページ等を活用した情報提供、農政事務所等における消費者相談窓口「消費者の部屋」の設置、消費者等の関心の高い個別施策ごとの「食品に関するリスクコミュニケーション」（意見交換会）等を実施。

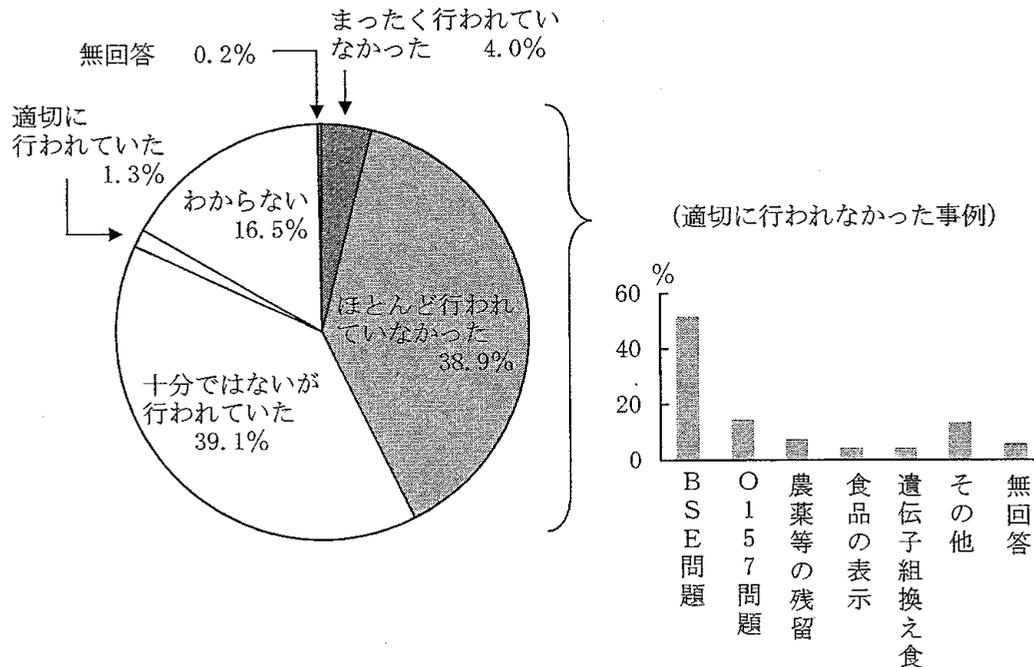
図-2 食品供給の各段階における消費者の不安感



資料：農林水産省「平成15年度食料品消費モニター第1回定期調査(食品の安全性・食品のトレーサビリティについて)」(15年7月調査)

注：全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象に実施した調査である(回収率98.2%)。

図-3 これまで行政が行ってきたリスクコミュニケーションの評価



資料：食品安全委員会「食品安全モニター・アンケート調査(食の安全性に関する意識調査)」(15年9月調査)

注：1) 食品安全委員会が依頼した食品安全モニター470名を対象に実施したものである(回収率96.8%)。

2) 「適切に行われなかった事例」は、まったく行われていなかった、ほとんど行われていなかったと回答した者を対象としたものであり、自由記述内容から判断して分類整理したものである。

## 第2節 食料自給率と食料消費の動向

### (1) 食料自給率をめぐる動向

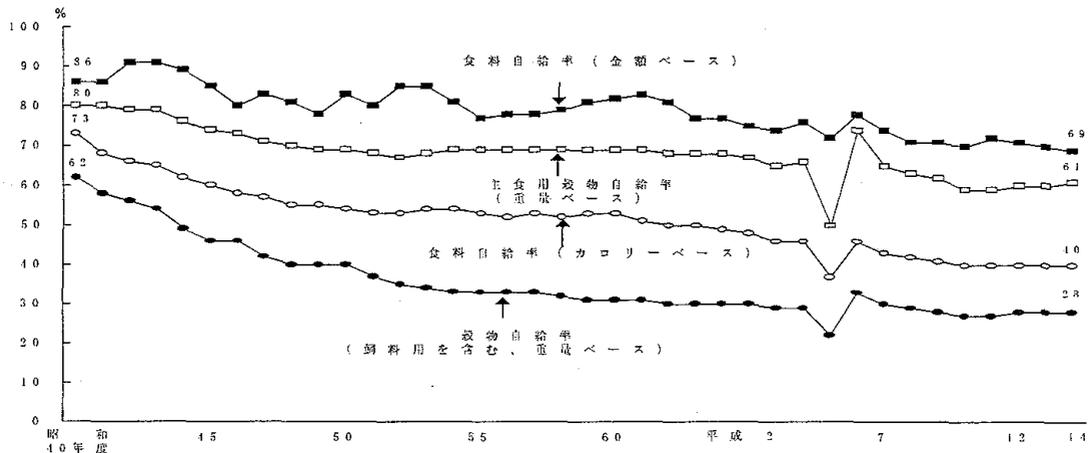
#### ア 我が国の食料自給率

- ① 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、昭和40年度の73%から平成14年度には40%まで低下し、主要先進国の中で最低の水準。
- ② 我が国の食料自給率の低下は、長期的には自給品目である米の消費量の減少と生産に必要な原料等を海外に依存せざるを得ない畜産物や油脂類の消費量の増加等、食生活の変化が主な要因。
- ③ 食料は、人間の生命と健康の維持に欠くことのできない最も基礎的な物資であり、食料の安定供給を確保していくことは国の重要な責務。食料自給率の目標を掲げることは、食料消費と農業生産の両面にわたる国民参加型の取組の指針として重要。食料自給率目標は、食料消費及び農業生産における課題が解決された場合に実現可能な水準として、カロリーベースで45%を設定。

#### イ 基本計画策定後の食料自給率の動向

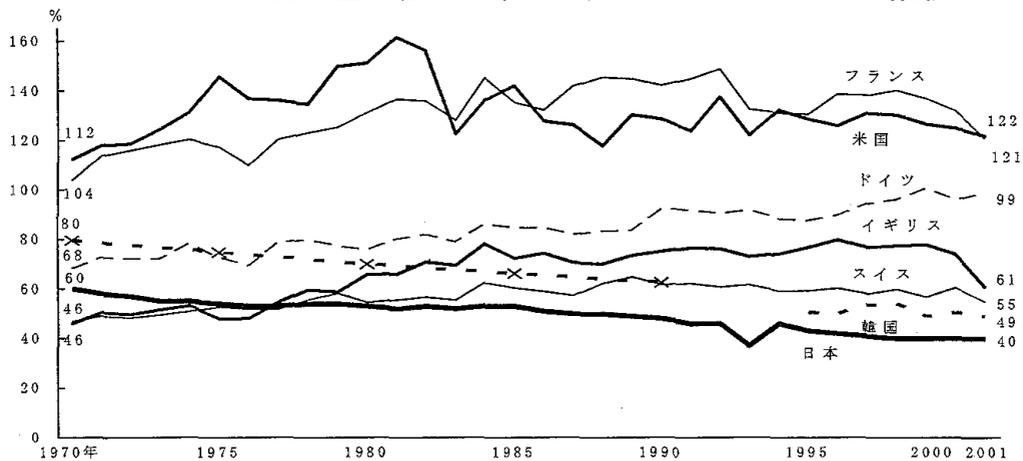
- ① 10年度以降、自給率の高い米の消費減、自給率の低い肉類や油脂類の消費増が続くものの、小麦、大豆の生産拡大等により、カロリーベースの食料自給率は5年連続40%で推移。
- ② 食料自給率目標の達成のためには、消費・生産両面の取組が重要。このため、食生活指針の理解と実践、国民運動としての食育の推進、食料・農業・農村基本計画で示された品目ごとの生産性や品質の向上等の課題の解決に向け、積極的な取組が必要。
- ③ 食料の安定供給の確保のためには、平素から、重要な生産要素である農地、農業用水の確保・有効利用、担い手の育成・確保等による国内での基本的な農業生産と食料供給力の維持・拡大が重要。

図-4 我が国の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

図-5 諸外国の食料自給率 (カロリーベース) の推移

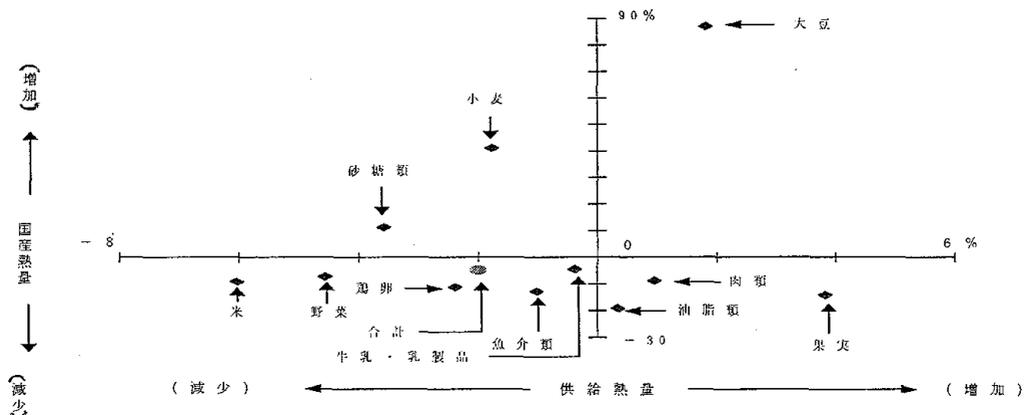


資料：農林水産省「食料需給表」、F A O「Food Balance Sheets」、韓国農村経済研究院「Korean Food Balance Sheet 2001」

注：フランス、米国、ドイツ、イギリス、スイスについてはF A O「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算 (1970~2001年)。

また、韓国については、韓国農村経済研究院「Korean Food Balance Sheet 2001」による (1970、1980、1990及び1995~2001年)。なお、1990年以前と1995年以降では算出方法が違うため、データは連続しない。

図-6 供給熱量と国産熱量の変化 (平成9~14年度)

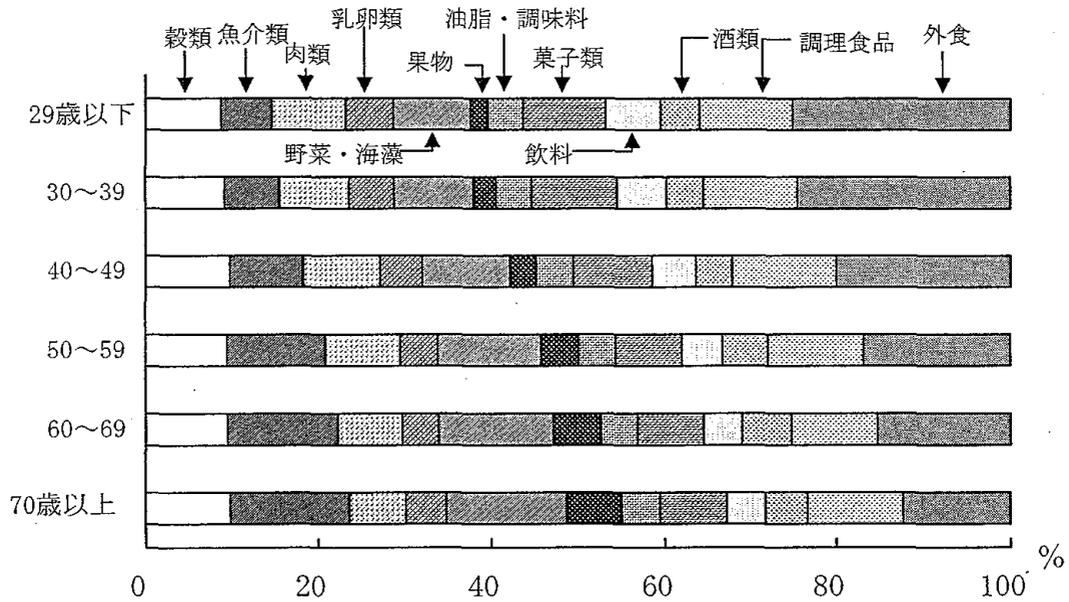


資料：農林水産省「食料需給表」

## (2) 食料消費構造をめぐる動向

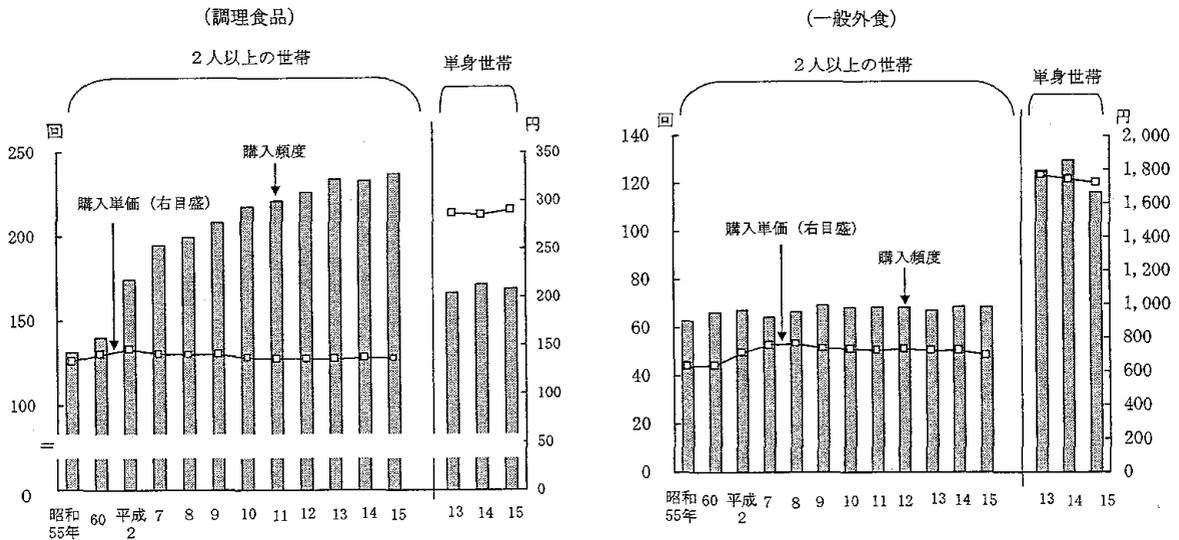
- ① 非農家世帯における1人当たり実質食料消費支出(食料費)は、9年度以降ほぼ一貫して減少。15年度(4~12月)は調理食品等一部の品目での増加を除き、食料費全体で前年度比2.2%の減少。
- ② 世帯主の年齢別に1人当たり食料費をみると、年齢が高いほど魚介類、野菜・海藻、果物が、年齢が若いほど外食や肉類の割合が高くなる傾向にあるが、穀類や調理食品の割合は年齢にかかわらずほぼ一定。他方、単身世帯では食料支出に占める外食の割合が4割。
- ③ 食料消費支出が減少傾向にあるなかで、外食及び調理食品の支出割合は増加しており、食料消費支出の3割が家庭外で調理された食品への支出。調理食品は2人以上の世帯で購入頻度が高い一方、外食は単身世帯で購入頻度・購入単価とも高い。
- ④ 近年の食の外部化は、調理食品の伸びに支えられる形で進行。食の外部化の進行には、世帯構成の変化、生活水準の向上、女性の社会進出等が影響。

図一七 世帯主の年齢別飲食費構成（平成15年）



資料：総務省「家計調査」  
注：農林漁家を除く2人以上の世帯である。

図一八 調理食品及び外食の頻度及び単価



資料：総務省「家計調査」、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成。  
注：単価は実質化している。

### (3) 食生活の現状と食育の推進

- ① 我が国の食生活は、穀類を多く摂取するアジア諸国と、油脂類を多く摂取する欧米諸国のほぼ中間に位置する日本型食生活を実現していたが、近年、脂質の摂取過多や若い世代での欠食習慣等の問題が発生。
- ② 若い女性の間では理想的な体重とは異なる細身の体型が望ましいという考え方が広がっており、低体重（やせ）の人が多く、鉄やカルシウム等の必要な栄養素がかなり不足する傾向。中学や高校においては拒食症や過食症といった摂食障害が増加。
- ③ 食に対する関心の高まりを背景に、各地で地産地消やスローフードの取組が進展。最近では学校給食における地場農産物の利用が活発化。このような取組は、食料自給率の向上につながるとともに、輸送に伴う二酸化炭素の排出の削減等環境負荷の低減にも資することから、引き続き地域の関係者が一体となった取組が期待される状況。
- ④ 12年3月に策定された「食生活指針」の認知度は25.1%と依然として低い水準。我が国の食生活の現状を踏まえれば、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する「食育」の推進が重要。今後、関係機関が一体となって国民的な運動として食育に取り組んでいく必要。

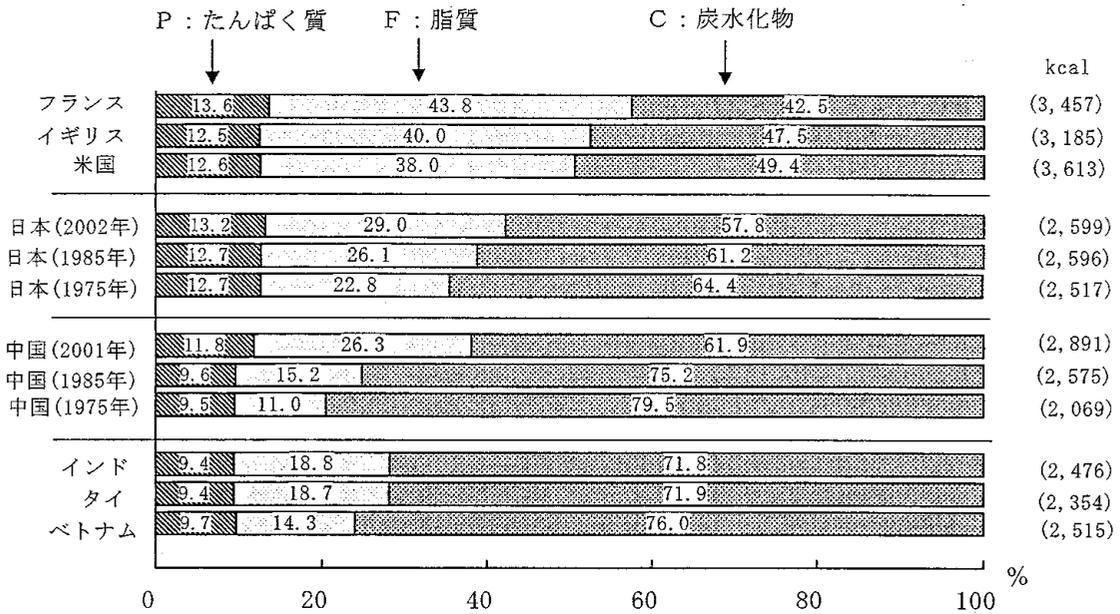
<事例：子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に実践的な食育を行っている

#### NPOの取組>

静岡県磐田市にあるNPO法人では、<sup>いわたし</sup>幼児から小学生までを対象とした料理教室や農産物の栽培・収穫・加工、農家による講座を実施。

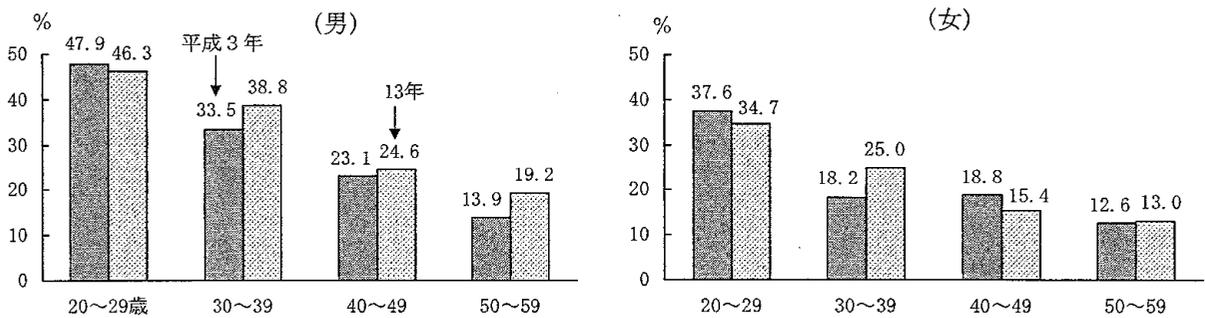
さらに、子どもから大人までを対象としたイベントにおいて味覚の実験を行うなど、幅広い年齢層を対象に、実際の体験に根付いた食育を実施。

図-9 諸外国のPFC供給熱量比率



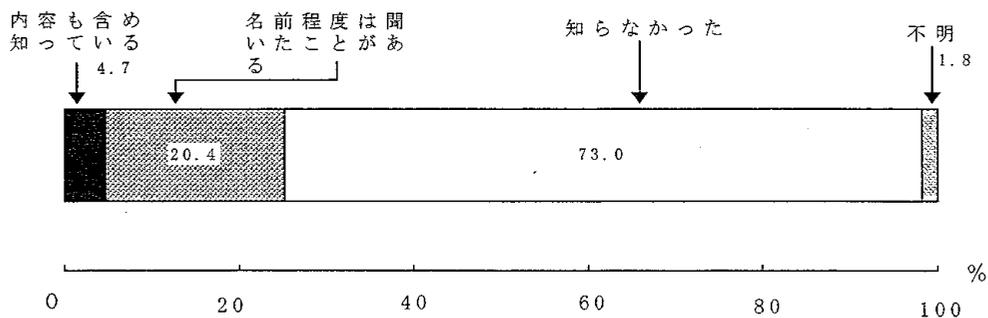
資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で試算。  
 注：1) 特に表記がない限り2001年の値である。  
 2) グラフ右の( )内の数値は1人1日当たり供給熱量である。  
 3) 供給熱量にアルコール飲料は含まない。

図-10 欠食習慣がある者の割合



資料：厚生労働省「国民栄養調査」  
 注：15歳以上の者を対象に実施したものである。

図-11 「食生活指針」の認知度

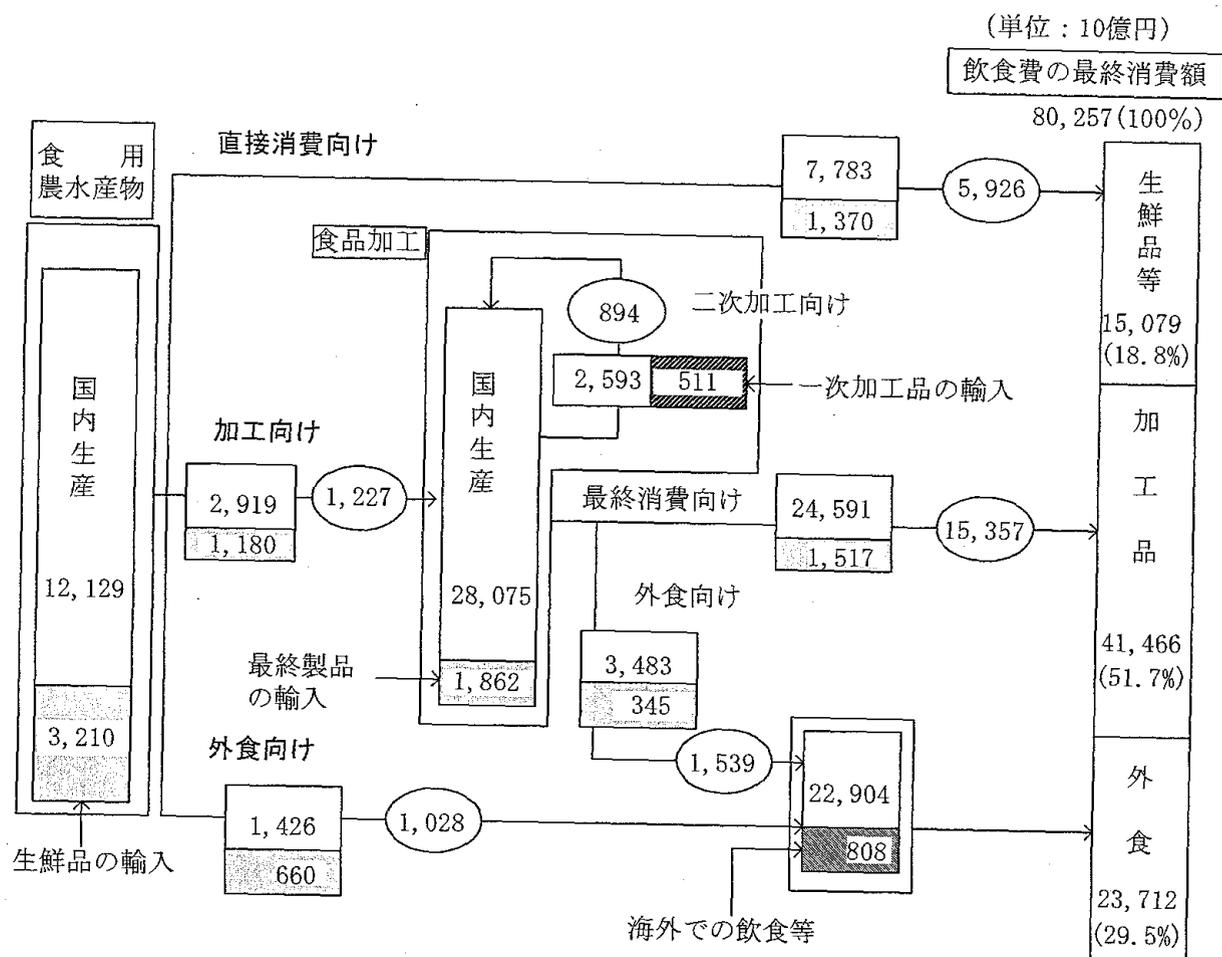


資料：(財)食生活情報サービスセンター「平成15年度食育等実態調査」(16年1月調査)  
 注：満20歳以上70歳未満の男女2,100人を対象に行われた調査であり、回収率は88.3%。

#### (4) 食料産業の動向

- ① 「食」を提供する農業、食品産業等の食料産業は、我が国の国内総生産の1割を占める重要な地位。我が国の食料消費額は、食用農水産物15兆3千億円（国内生産12兆1千億円、輸入3兆2千億円）が、食品製造業、食品流通業、外食産業を経て、最終的に80兆3千億円。
- ② 農産物の安定的、効率的な供給を図るためには、農業の構造改革の推進とあわせ、農業関連製造業や食品流通のコスト削減を図ることが重要な課題。
- ③ 卸売市場については、取引規制の緩和、適正な品質管理の推進及び再編の円滑化等を推進し、生産者・消費者双方の期待にこたえる安全・安心で効率的な流通システムへの転換が必要。
- ④ 外食の市場規模は、厳しい経済情勢を背景に10年以降縮小傾向。一方、弁当、おにぎり、そう菜等といった中食の市場規模は増加傾向にあるものの、その伸びは鈍化。
- ⑤ 消費者の安全・安心等に関するニーズに的確に対応できれば、国産農産物の販路も拡大。引き続き、食品産業と農業の連携を積極的に推進していくことが重要。

図-12 最終消費額からみた飲食費の流れ（平成12年）



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で試算。

注：1) 飲食費の最終消費額80兆3千億円に至る流れを表している。

2) ○内は、付随する流通経費（商業経費と運賃）である。

3) 食用農水物には特用林産物（きのこ類等）を含む。

また、精穀（精米、精麦等）、と畜（各種肉類）、冷凍魚介類は食品加工から除外し、食用農水産物に含めている。

4) 飲食費の最終消費額は、旅館・ホテル等で消費された食材費（材料として購入）を含む。

### 第3節 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

#### (1) 穀物等の国際需給動向と我が国の国際協力の取組

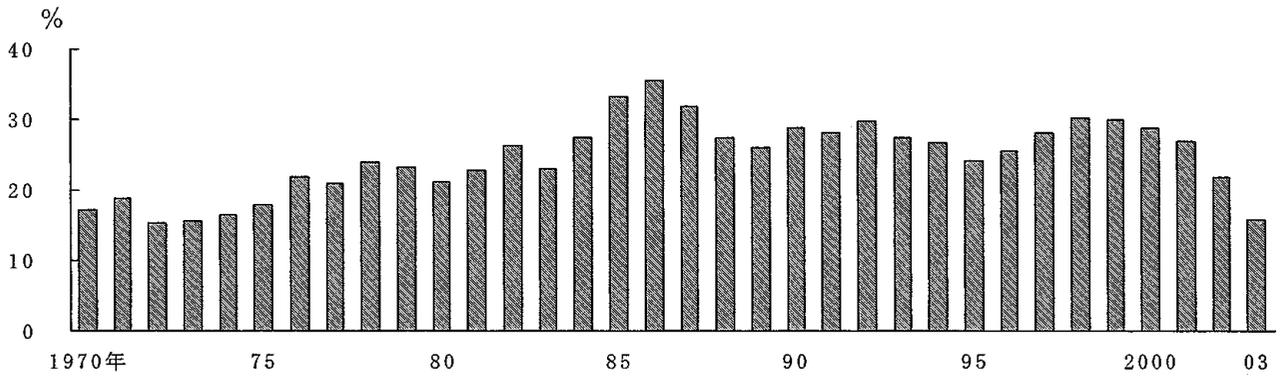
##### ア 穀物等の国際需給の動向

- ① 世界の穀物需給は過剰とひっ迫を繰り返しており、90年代後半は緩和基調であったが、2002、2003年の主要生産国での干ばつ等により引き締まり傾向。水資源の枯渇、砂漠化、異常気象等の不安定要素から、穀物等の国際需給は中長期的にはひっ迫する可能性。
- ② 世界の農産物貿易構造は、ウルグアイ・ラウンド農業合意以降大きく変化。日本、中国、韓国は輸入依存傾向を強め、米国、カナダ、ブラジル、オーストラリアは輸出を拡大。
- ③ 世界人口の5割を占めるアジアでは、人口増加や経済の回復・成長により農産物輸入が増加。また、経済発展や食生活の変化に伴い、輸入品目が多様化。

##### イ 中国の動向

- ① 中国では、著しい経済成長を背景に食料消費の増大と多様化が進展。今後、農村部の経済発展等により、さらに進展する可能性。一方、農地や水資源の確保に対する制約が強まるなか、世界人口の2割を占める国民への食料の安定供給の確保が重要な課題。
- ② 中国は世界最大の穀物生産国であり、2001年には世界の穀物の2割を生産。しかし、農業生産の構造調整政策や干ばつの影響等により、穀物生産量は2000年以降大幅に減少。このため、とうもろこしをはじめとする穀物の国内在庫量が大きく減少。
- ③ 搾油用大豆や大豆かすの国内需要の拡大により、大豆輸入が急増。2001年には世界の大豆輸入量の3割を占める世界最大の輸入国となるなど、世界の穀物等の需給や価格形成に対する中国の影響が増大。

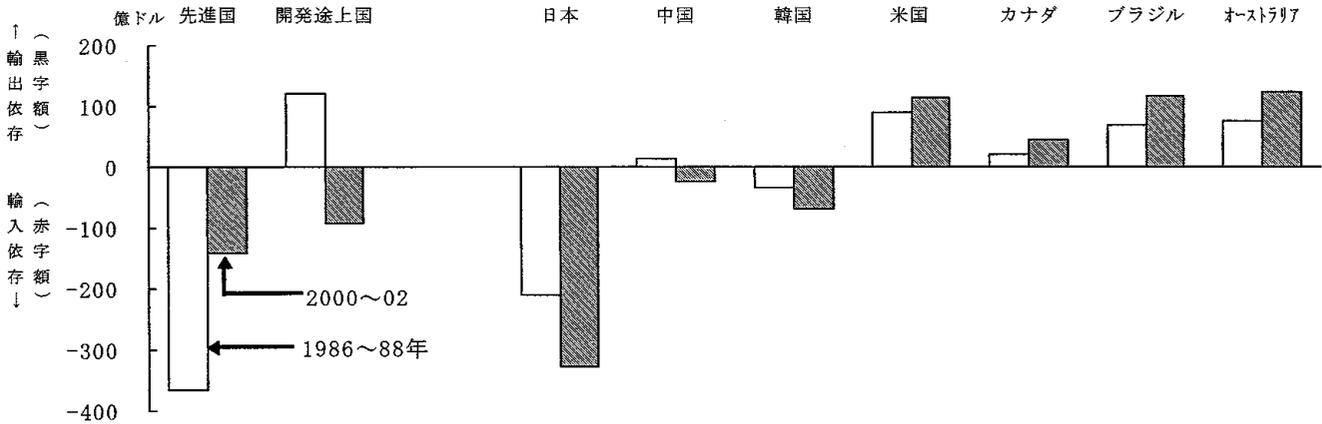
図-13 穀物の期末在庫率の推移



資料：米国農務省「Grain: World Markets and Trade」

注：小麦、飼料穀物及び精米ベースの米の合計値であり、各国の穀物年度の期末在庫量を消費量で除して算出。

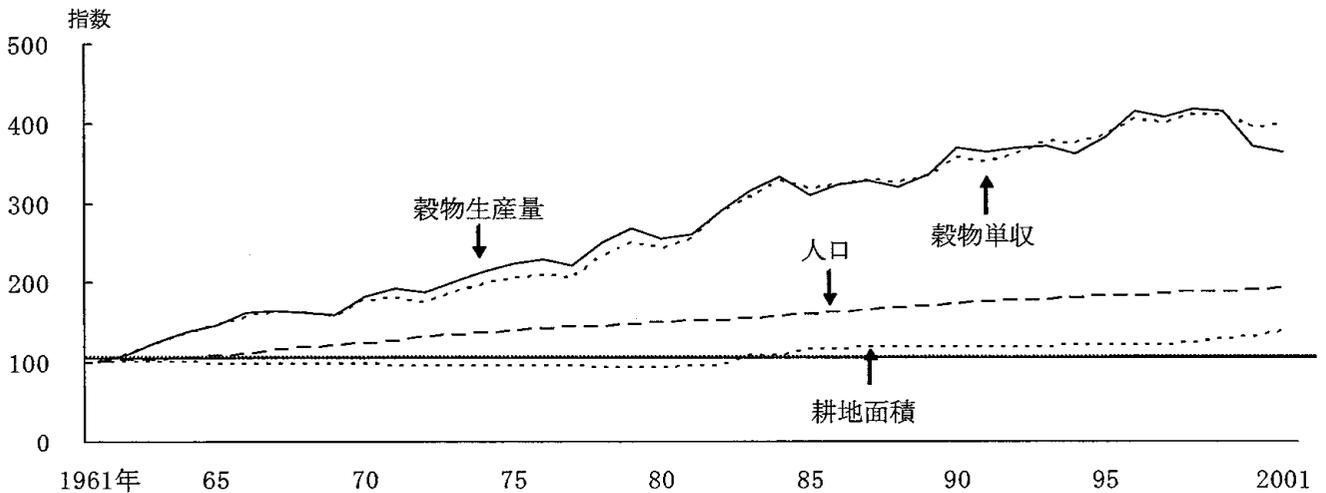
図-14 農産物貿易収支額の変化



資料：FAO「FAOSTAT」

注：貿易収支額＝輸出額（FOBベース）－輸入額（CIFベース）

図-15 中国の穀物生産量、穀物単収及び耕地面積の推移（1961年=100）



資料：FAO「FAOSTAT」

## ウ 我が国の国際協力の取組

- ① 開発途上国には、総人口の6分の1に相当する約8億人の栄養不足人口が存在。1996年に開催された「世界食料サミット」等において掲げられた2015年までに約4億人に半減するという目標に対して、その削減は十分に進んでいない状況。
- ② 栄養不足人口の削減と食料増産の推進のため、開発途上国の農業生産性の向上や持続可能な農業の実現に向けた取組を支援することが必要。このため、我が国は、農業分野への政府開発援助（ODA）を積極的に実施。なお、ODAの実施に当たっては、政府のODA大綱に定められた理念、原則等を踏まえ、開発途上国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断することが重要。

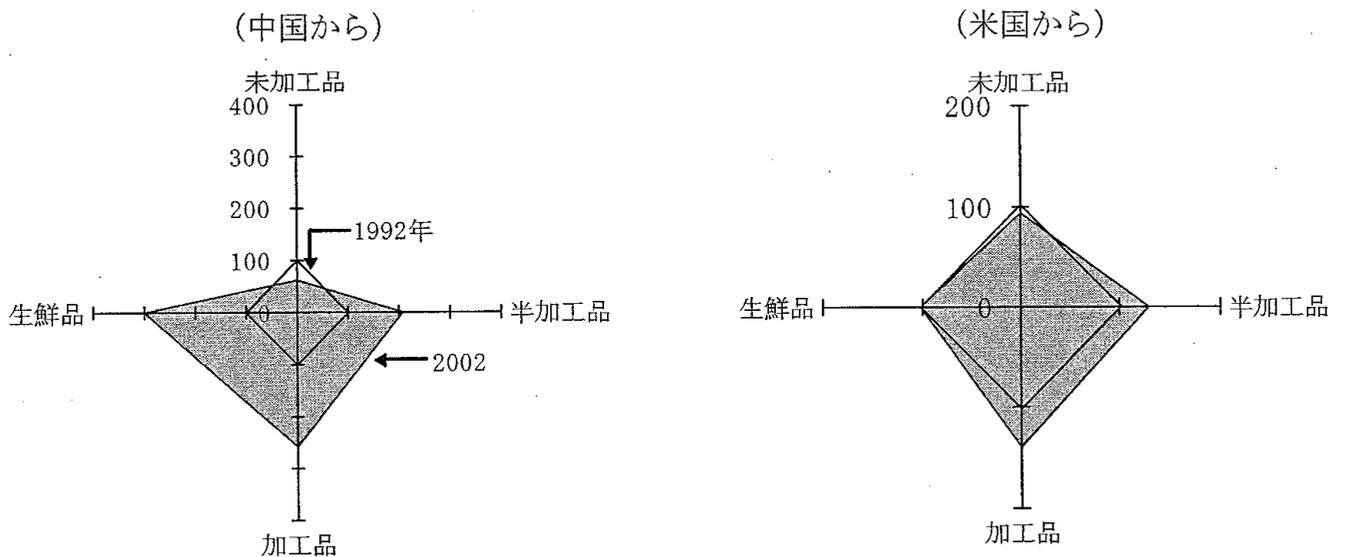
## （2）我が国の農産物貿易の動向

- ① 我が国は世界最大の農産物純輸入国であるが、輸入先は特定の国にかたよっており、それらの国における作柄や作付けの変動等の影響を受けやすい食料需給構造。
- ② 我が国の農産物輸入は、食生活の多様化・高度化を背景に、付加価値の高い加工品や生鮮品の割合が増加。中国は、安い人件費や我が国に近接する有利な地理的条件を活かし、我が国向けの加工度の高い農産物や生鮮品の輸出を拡大。
- ③ 経済発展に伴う購買力の向上等を背景に、アジア諸国における我が国の高品質な農産物のブランドイメージが向上。さらに、欧米における健康食としての日本食に対する高い評価、中国、台湾のWTO加盟による輸入数量枠の撤廃等により、我が国の農産物に対する海外のニーズは拡大。
- ④ 農産物の輸出促進に当たっては、市場開拓の努力と並行して、国内における検疫手続きの簡素化、日本産ブランドのイメージの確保、輸出相手国の検疫制度に対応した輸出検疫条件の整備、我が国で育成された植物品種の保護等の取組が重要。

[コラム：国際コメ年2004]

コメは世界の半数以上の人々の主食として、栄養不足人口の削減、貧困の撲滅に重要な役割を果たすことが期待されている。このような認識を高めるため、国連は2004年を国際コメ年とすることを決議。農林水産省は「国際コメ年推進本部」を設置するとともに、国際コメ年について中心的な役割を担う国連食糧農業機関（FAO）等と連携してシンポジウムを開催するなど、積極的な取組を実施。

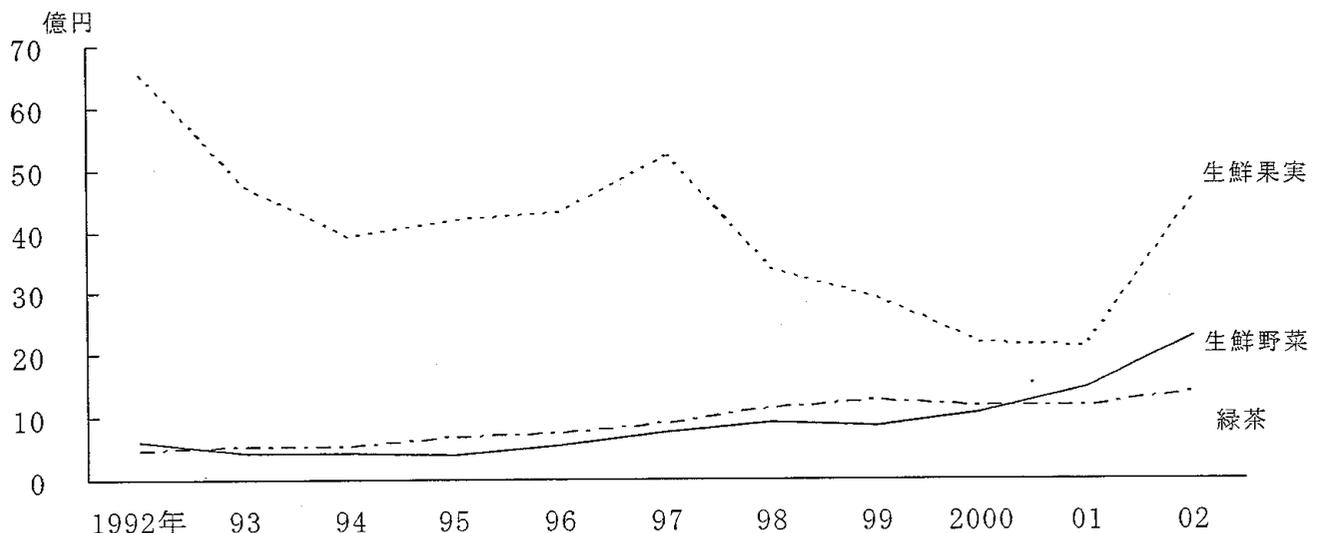
図-16 加工度別にみた農産物輸入額の変化（1992年=100）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 「生鮮品」とは、生鮮野菜、生鮮果実、肉類（冷蔵、冷凍）等である。  
 2) 「加工品」とは、あられ、ハム、スパゲティ、チョコレート、酒類等である。  
 3) 「半加工品」とは、穀粉、果汁、冷凍・乾燥果実及び野菜、コーンスターチ等である。  
 4) 「未加工品」とは、穀物、油糧種子等である。

図-17 我が国の生鮮果実、生鮮野菜、緑茶の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」

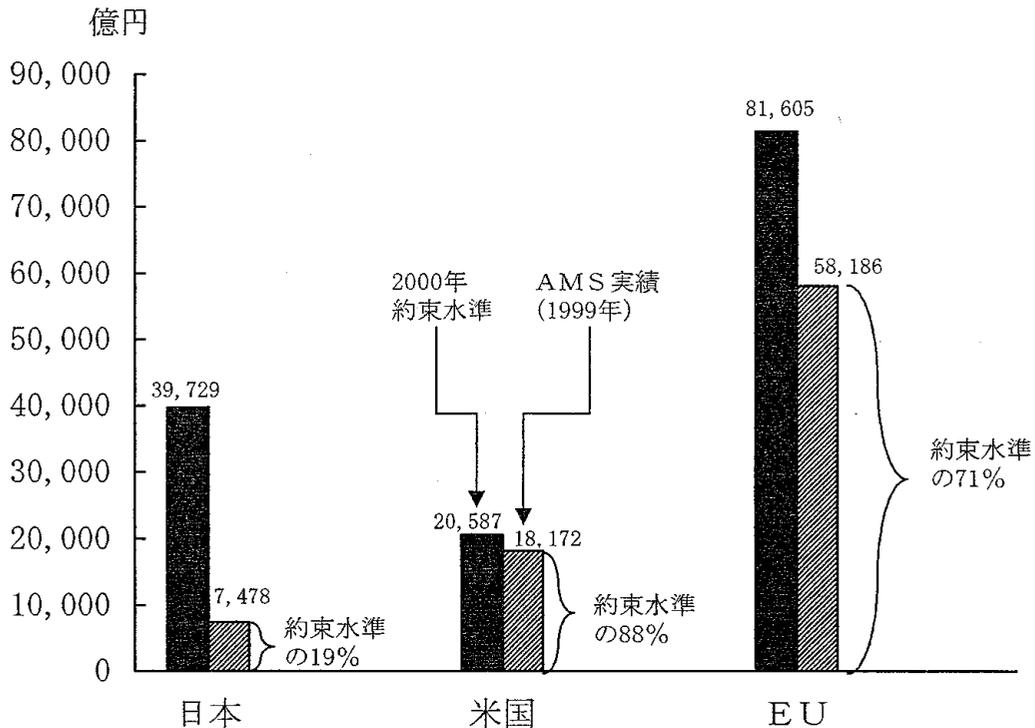
### (3) 諸外国の農業政策をめぐる動き

- ① 各国では、WTO農業交渉の動向を踏まえた農業政策の改革が進展。  
WTO農業協定上削減対象となる価格支持政策や当該年の生産量・作付面積等に基づく直接支払いから、農業経営に着目した所得政策や当該年の生産要素と切り離された直接支払いへ移行・転換。
- ② EUでは、2003年6月の共通農業政策（CAP）改革の合意に沿って、2005年以降、当該年の生産要素に基づく現行の品目別の直接支払いに代わり、過去の支払い実績を基準とする単一直接支払いが導入される予定。
- ③ 米国では、2002年5月に成立した農業法において従来の価格支持融資制度と農家直接固定支払制度に加えて、価格変動対応型支払制度を創設するとともに、農業環境政策を大幅に拡充。

### (4) WTO農業交渉の動向

- ① 我が国は、ウルグアイ・ラウンド農業合意における助成合計量（AMS）の削減約束を着実に実行。一方、米国やEUのAMS削減は我が国に比べて進捗していない状況。また、我が国の農産物の平均関税率は12%であり、相当量の輸出を行っているEU（20%）やアルゼンチン（33%）よりもかなり低い水準。
- ② WTO農業交渉（2000年3月～）において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項に十分配慮すべきことを主張。
- ③ 2003年3月末がモダリティ（交渉の大枠）確立の期限とされていたが、関税の大幅引下げ等の過大な要求を行う輸出国側が歩み寄りをみせず、交渉は4月以降も継続。同年8月に提示された米・EU共同ペーパー、続いて提示された閣僚会議文書案は、上限関税の設定や関税割当ての拡大が含まれる等、問題がある内容。

図-18 主要国の助成合計量（AMS）水準



資料：農林水産省作成。

注：米国については為替レートを107.77円/ドル（2000年）、EUについては121.51円/ユーロ（1999年）として算出した。

表-2 WTO農業交渉の経緯

2000年 3月	農業交渉開始
12月	日本提案を提出
2001年 11月	新ラウンド立ち上げ（カタール・ドーハ）
2002年 6月	非貿易的関心事項閣僚会議（日本主催、54か国・地域が参加）
7月	5か国農相会議（奈良）
11月	我が国のモダリティ提案提出
2003年 2月	・農業委員会議長よりモダリティ案提示
3月	・東京非公式閣僚会合
6月	モダリティ成立ならず
7月	エジプト非公式閣僚会合
8月	・モンテリオール非公式閣僚会合
8月	・米国・EU共同提案の提出
9月	・我が国提案、スイス提案、途上国提案等の提出
9月	・一般理事会議長より閣僚会議文書案を提示
9月	第5回WTO閣僚会議（メキシコ・カンクン）
12月	議長が閣僚会議文書案改訂版を提示（合意ならず）
12月	WTO一般理事会
2004年 2月	WTO一般理事会
	（一般理事会及び交渉グループの新議長の人選に合意）
3月	WTO農業委員会特別会合

資料：農林水産省作成。

- ④ 2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議では、我が国は立場を同じくするスイス、ノルウェー、韓国等と10か国（G10）共同提案を提出。閣僚会議文書案改訂版には、上限関税に関し、非貿易的関心事項の観点から一部品目について例外扱いとする旨の記述がかっこ付きながら加えられた。閣僚会議は、農業交渉も含め何ら合意が得られないまま閉会。2004年3月にWTO農業委員会特別会合が開催され、交渉が再開。7月までに枠組み合意を目指すべきという点では各国間で合意。今後とも、多様な農業の共存を基本理念とする我が国の主張が交渉結果に十分反映されるよう交渉に取り組む必要。
- ⑤ なお、これまでのガットやWTOにおける交渉が主要先進国により主導されていたのに対し、第5回閣僚会議においては、ブラジルやインド等の途上国の発言力が高まるなど、従来の農業交渉とは異なる様相。

#### （5）FTA等への取組

- ① 近年では、限定的な協定構成国のみを対象として排他的に関税の撤廃等を行うFTA（自由貿易協定）等が世界的に増加。我が国はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとしてFTA等を積極的に推進。
- ② 2002年1月には、我が国初の経済連携協定として、日・シンガポール新時代経済連携協定に署名、同年11月に発効。2002年11月には、メキシコとの間でFTAに関する政府間交渉を開始し、2004年3月には関係閣僚間で大筋合意。
- ③ 現在、メキシコのほか韓国、タイ、マレーシア、フィリピンと政府間で交渉。韓国との経済連携協定は2005年内の実質的合意を目指し交渉中。
- ④ FTA等の推進に当たっては、多面的機能の発揮、食料安全保障の確保や、我が国農林水産業の構造改革の進展具合に十分配慮しつつ交渉に取組。

表－3 日本等10か国グループ共同提案と閣僚会議文書案改訂版の対比

	閣僚会議文書案改訂版	閣僚会議文書案に対する 日本等10か国グループ(G10)共同提案
関税削減方式	<p><b>ブレンド方式</b></p> <p>①重要品目グループ 平均〔〕%、最低〔〕%削減 関税削減や関税割当の組合せ</p> <p>②グループ2 係数〔〕のスイス方式</p> <p>③グループ3：無税</p>	<p><b>ブレンド方式</b></p> <p>①重要品目グループ 平均〔〕%、最低〔〕%削減 関税割当の拡大は行わない</p> <p>②グループ2 係数〔〕のスイス方式</p> <p>③グループ3：無税</p> <p>(注)ブレンド方式とは切り離して、 関税割当て拡大の約束を全体のバラン スの確保の観点から別途交渉する余地 あり。</p>
関税の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔〕%の上限関税の設定。 上限まで引き下げない場合は個別 品目別交渉方式により追加的市場ア クセスの確保。</li> <li>・[非貿易的関心事項の観点から指定 される限定的品目について例外扱 い。]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限関税の設定に反対</li> </ul>
途優 上優 国措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低い関税削減率及び長期の実施期間</li> <li>・関税削減の軽減、関税割当てに関する 約束免除が行われる「特別品目」 の設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低い関税削減率及び長期の実施期間 (特別品目の設定には反対せず)</li> </ul>

資料：農林水産省作成。

- 注：1) 閣僚会議文書案は交渉の大枠の基本要素を提示するものであるため、具体的な数値は〔〕とされ、今後の交渉により具体的な数値を決定していくこととされた。
- 2) スイス方式とは、数式によりすべての品目の関税を一定の水準以下に引き下げる方式。
- 3) 10か国グループ(G10)とは、ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モーリシャス。

表－4 各国・地域とのFTA等をめぐる議論の状況

相手国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	平成11年11月	12年3月～12年9月	13年1月～13年10月	14年1月
メキシコ	11年2月～12年4月	13年9月～14年7月	14年11月～	
韓国	13年3月～14年1月	14年7月～15年10月	15年12月～	
タイ	14年9月～15年5月	15年7月～15年11月	16年2月～	
マレーシア	15年5月～15年7月	15年9月～15年11月	16年1月～	
フィリピン	14年10月～15年7月	15年9月～15年11月	16年2月～	
インドネシア	15年9月～			
台湾	14年6月～			

資料：農林水産省作成。

- 注：ASEAN全体とは、14年1～11月に専門家会合を行い、15年3月から日・ASEAN委員会(協議)を開始している。